平成２１年（フ）第５２号
千葉県長生郡白子町剃金387番地50
債務者　服部　正規
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　好生
4　破産債権の届出期間　平成21年７月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月９日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２１年（フ）第５３号
千葉県長生郡白子町剃金387番地50
債務者　服部　幸子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　好生
4　破産債権の届出期間　平成21年７月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月９日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２１年（フ）第２６５号
新潟県五泉市牧267番地
債務者　阿部やよえ
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松永　　仁
4　破産債権の届出期間　平成21年８月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月９日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第９２号
兵庫県加東市窪田44番地
債務者　小西　和也
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷林　一憲
4　破産債権の届出期間　平成21年９月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月８日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第２５２号
群馬県高崎市上大類町1292番地１　ナガイハイツ103号
債務者　福岡　明雅
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　反町　　大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月28日午前11時
5　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第３０９号
北海道天塩郡幌延町２条南１丁目16番地１
債務者　岡本　則夫
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　元弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年10月15日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３３６号
北海道旭川市神楽３条６丁目１番３号302
債務者　今井登志子（旧姓沖山）
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米田　和正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年10月７日午後３時50分
5　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１４１９号
福岡市中央区福浜１丁目26番13―302号
債務者　竹之下龍一
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉野隆二郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月24日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１１５号
新潟県長岡市坂之上町３丁目１番地１
債務者　玉木　雅巳
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第１２１号
新潟県長岡市春日１丁目５番３号
債務者　吉田　久子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第１４０号
新潟県南魚沼市仙石1111番地
債務者　片桐由美子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第１０６９号
名古屋市西区貴生町489番地の１　ビューパレス上小田井ＷＥＳＴ601号
債務者　犬塚　亨一
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１６６８号
愛知県北名古屋市西之保清水田41番地　清水田荘２号
債務者　髙羽　光博
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８１３号
名古屋市天白区原５丁目2309番地の１　セシリオ原405号
債務者　中辻　美枝
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４２１号
愛知県岡崎市羽根北町１丁目５番地２　モナムール羽根103
債務者　中根志奈子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２０年（フ）第２１７号
愛知県蒲郡市形原町北辻46番地１　ライフインアムバウム202
債務者　高橋　明美
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部